

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 四国（香川）厚生年金 事案 1239

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 24 日  
② 平成 23 年 6 月 24 日

A事業所から平成22年12月24日及び23年6月24日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、当該賞与に係る届出が遅れ、年金に反映しない記録とされているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成22年度及び23年度給与等集計表並びに総勘定元帳により、申立人は、申立期間①及び②にそれぞれ14万3,500円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、A事業所は、「賞与支給額と振込額との差額は、健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分の合算額である。」旨の回答をしているところ、申立期間①については、前述の給与等集計表により確認できる社会保険等控除額は、賞与支給額と申立人から提出された預金通帳により確認できる振込額との差額と一致し、当該差額は、賞与支給額に基づく標準賞与額から算出される健康保険料額及び厚生年金保険料額の合算額とおおむね一致することから、賞与支給額に基づく標準賞与額から算出される厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

さらに、申立期間②については、前述の給与等集計表により確認できる社

会保険等控除額及び賞与支給額と申立人から提出された預金通帳により確認できる振込額との差額のいずれもが賞与支給額に基づく標準賞与額から算出される健康保険料額及び厚生年金保険料額の合算額と一致する。

これらのことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の給与等集計表により確認できる賞与支給額及び推認される厚生年金保険料控除額から14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間に係る賞与支払届を提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1241

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格取得日に係る記録を昭和56年8月17日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、B団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月17日から同年9月1日まで

昭和56年8月17日からC病院でD職として勤務し、同年8月の給料支払明細書により年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険及び雇用保険の被保険者記録並びにC病院から提出された人事記録により、申立人が申立期間において同院で勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたC病院に係る昭和56年8月の給料支払明細書によると、「厚生年金」として、その控除額が記載されていることが確認できるところ、同院は、「給料支払明細書の記載は「厚生年金」となっているが、A共済組合の掛金として控除したものである。」旨回答している上、当該控除額は、申立期間当時の同組合の掛金率により算出した額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係るA共済組合の掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において確認できる掛金控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金のB団体による納付義務の履行については、C病院は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、A共済組合に、

申立人が昭和 56 年 9 月 1 日に資格取得したとする組合員資格新規取得届が保管されていることから、同組合は、申立人に係る同年 8 月の掛金について納入の告知を行っておらず、B 団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1242

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月15日は7万円、20年7月10日及び同年12月15日は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和63年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月15日  
② 平成20年7月10日  
③ 平成20年12月15日

A社から支給された申立期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された平成19年冬季、20年夏季及び同年冬季賞与明細表によると、当該同僚は、申立期間①、②及び③においてA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間①について、オンライン記録の申立人の標準報酬月額、事業主から提出された前述の同僚に係る賃金台帳及び当該同僚に係る源泉徴収票に基づき、平成19年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料の年間合計額と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、前者から後者を差し引いて算出される額は、7万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額と給与振込額から算出される年間給与収入額を合算した金額は、給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給さ

れたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とおおむね一致していることが確認できる。

申立期間②及び③について、申立期間①と同様に、平成20年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料の年間合計額と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、前者から後者を差し引いて算出される額は、申立期間②及び③共に、7万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額と平成20年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与支払額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①は7万円、申立期間②及び③は7万5,000円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月30日から同年10月2日まで  
② 昭和20年4月1日から同年11月2日まで

年金事務所で申立期間について船員保険の被保険者記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録及びその支給額の算出事跡が記載されている上、昭和24年度の厚生保険特別会計歳出(船員勘定)の金額氏名表には、当該台帳に記載されている脱退手当金と同額を申立人の実家近くの銀行に送金したことが記載されていることから判断すると、申立人に申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年2月8日当時は、厚生年金保険及び船員保険交渉法制定前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1243

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 1 月 1 日から同年 8 月 17 日まで  
③ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社がB社に合併し、異動した際に、C職からD職へ昇給し、3万6,000円以上の給与が支給されており、申立期間②について、E社で勤務していた昭和61年1月からは、47万円以上の給与が支給されており、申立期間③について、F社で勤務していた63年10月からも47万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、全ての申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低く記録されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社がB社に合併し、同社に異動した際に、C職からD職へ昇給し、3万6,000円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低く記録されていると申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚24人に文書等による照会を行った結果、そのうち17人から回答が得られたが、いずれも申立期間当時の給与明細書等の関連資料を保管しておらず、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する具体的な供述を得ることができない。

また、申立人と同様に昭和36年9月1日にB社で被保険者資格を取得した同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人を含む複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、資格取得前

の標準報酬月額より減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり減額されていたという事情は見当たらない。

さらに、B社は、昭和56年3月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料の控除額に関する供述及び資料を得ることができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、E社で勤務していた昭和61年1月から同年7月までは47万円以上の給与が支給されていたと申し立てているところ、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの3か月間に支給された給与の平均額により、同年10月の定時決定において47万円と決定されていることから判断すると、申立期間のうち、少なくとも同年5月から同年7月までの給与の支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことがうかがえる。

しかし、E社は、平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「会社は倒産しており、一切の資料も無い。申立人のことは名前の記憶はあるが、詳しくは覚えていない。」旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、昭和62年度市民税・県民税特別徴収額の通知書を提出しているが、申立人が主張する標準報酬月額47万円に見合う社会保険料控除額で試算したその合計金額は、同通知書に記載された社会保険料控除額を大幅に上回る。

さらに、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚23人のオンライン記録によると、昭和60年10月の定時決定時による標準報酬月額について、前年の定時決定時による標準報酬月額より増額されている同僚が12人確認できる一方、申立人と同様に前年の定時決定時による標準報酬月額と同額である同僚が9人確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっていた事情は見当たらない。

加えて、E社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、F社で勤務していた昭和63年10月から平成元年9月までは47万円以上の給与が支給されていたと申し立てている。

しかし、F社は、平成20年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「会社は倒産しており、一

切の資料も無い。申立人のことは名前の記憶はあるが、詳しくは覚えていない。」旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間である昭和63年10月からの標準報酬月額については、同年5月から同年7月までの3か月間に支給された給与の平均額を標準報酬月額等級の区分に当てはめて決定することから、申立人から提出された62年から平成元年までの預金通帳の写しに記載された振込額を基に、各年の5月から7月までの振込額の平均額を算出したところ、昭和63年5月から同年7月までの振込額の平均額は、前後の62年及び平成元年と比較して、5万円ほど低いことが確認できる。

さらに、申立人の入社前後に厚生年金保険の被保険者となった同僚25人のオンライン記録によると、昭和63年10月の定時決定時による標準報酬月額については、申立人と同様に前年の定時決定時による標準報酬月額より低額である同僚8人が確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり減額されていたという事情は見当たらない。

加えて、F社に係る申立人のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。